

高鍋町告示第27号

平成25年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月2日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成25年9月6日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	永友 良和君
時任 伸一君	八代 輝幸君
津曲 牧子君	柏木 忠典君
山本 隆俊君	

○9月10日に応招した議員

同上

○9月18日に応招した議員

同上

○9月19日に応招した議員

同上

○9月20日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

平成25年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

平成25年9月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査報告
 - (4) 本省要望の報告
 - (5) 例月現金出納検査結果報告
 - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第4号 平成24年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第5号 平成24年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第6号 平成24年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 認定第1号 平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第5号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第6号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第7号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第8号 平成24年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第15 議案第37号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第38号 高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第39号 高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第18 議案第40号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第19 議案第41号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第42号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第43号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第44号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第45号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 平成24年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告
- 日程第25 請願第1号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査報告
 - (4) 本省要望の報告
 - (5) 例月現金出納検査結果報告
 - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第4号 平成24年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第5号 平成24年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第6号 平成24年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 認定第1号 平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第5号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第6号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第7号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第8号 平成24年度高鍋町水道事業会計決算について

- 日程第15 議案第37号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第38号 高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第39号 高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第18 議案第40号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第41号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第42号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第43号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第44号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第45号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 平成24年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告
- 日程第25 請願第1号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願

出席議員(15名)

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君	事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	教育長 …………… 萱嶋 稔君
教育委員長 …………… 黒木 知文君	農業委員会会長 …………… 渡瀬 俊弘君

代表監査委員	……………	黒木 輝幸君	総務課長	……………	森 弘道君
政策推進課長	……………	壺岐 昌敏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	長町 信幸君	産業振興課長	……………	田中 義基君
会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一朗君	町民生活課長	……………	三浦 敏君
健康福祉課長	……………	河野 辰己君	税務課長	……………	原田 博樹君
上下水道課長	……………	芥田 秀則君	教育総務課長	……………	三嶋 俊宏君
社会教育課長	……………	中里 祐二君			

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） 開会前ですけれども、携帯電話のほうはいつものようにマナーモードにするか電源を切っていただきたいと思います。

それと、本日、副町長におきましては、青森県の三沢市で開催される在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会総会が開催されています。そちらのほうで、本町及び新富町の協議会加入についての協議がなされ、それに対する答弁が行われることから、議会開会中ではありますが、町長代理として出席のため、欠席をいたします。これを許可しましたので、御報告いたします。

おはようございます。只今から平成25年第3回高鍋町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） 10番。おはようございます。平成25年第3回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、9月の3日、午前10時から第3会議室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は、平成24年度財政健全化判断比率など報告3件、決算認定8件、条例改正・制定3件、平成25年度補正予算6件の計20件が執行部より提案をされました。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところでございます。また、紹介議員を通した請願が1件ございます。

会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員、意見の一致を見たところであります。

今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、岩崎信や議員、5番、緒方直樹議員を指名します。

日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、総務環境常任委員会の行政調査報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番。おはようございます。去る7月の22日、23日、24日の3日間、総務環境常任委員会の行政視察を行いましたので報告をいたします。

場所は、神奈川県藤沢市と岩手県陸前高田市でございます。参加者は、総務環境常任委員会全員及び事務局長、総務課課長補佐の野中氏、目的は、PFI、いわゆる民間活用の防災などを行っている唯一の自治体としての内容把握、2011年3月11日に起きた地震津波被害でまち全体が壊滅的打撃を受けた陸前高田市を訪問、見聞してまいりました。

藤沢市では、NTTコミュニケーションズが建設した通信網を備えた建物を借り受け、消防機能などを強化すると同時に、江ノ島などに設置したカメラから直接映像が送られ、瞬時に対応できるようになっているとのことでありました。防災的には、災害時のシミュレーションなどを準備しているとの説明でありました。金額的にも大変大きく、高鍋町では財政的に難しいと考えたところでもあります。

藤沢市では、20年の契約完了時には、NTTコミュニケーションズが建設した建物がそのまま藤沢市に帰属されるとのこと、借りていると思えばいいという判断がされたようです。建物は、通常、消防局が利用しており、救急搬送時など混雑情報などが即時にわかり、時間短縮できるとのことでした。また、シミュレーションには災害想定が組み込まれているために、訓練時などに活用できることと、地域に対応策を提示できるなど、利便性があるとのことでした。

次に、岩手県陸前高田市を訪問、仮庁舎での仕事は大変だろうとまず感じたところです。また、住民基本台帳などの情報を復元するために苦労されているということでした。また、復旧作業は余り進んでいないという感じを受けたところです。

住民基本台帳人口2万4,246人のうち職員六十数名を含む身元がわかる死亡者1,656人、その後、病気などで225人、安否確認要請のあった行方不明者72人という惨事の中、悲しみとかそういう段階ではない、深いところでの悲痛な叫びが聞こえてきそうでした。

また、希望の一本松は枯死してしまいましたけれども、レプリカをつくり、何とか住民を立ち直らせようとする思いが伝わってまいりました。

もう一つは、住民の意見に従って市庁舎の位置が二転三転する中で、寄り添ってほしいとの住民の思いで、住宅と同じ高台につくることがようやく決定したということのようです。

それにしても、国の対応はおかしいと感じたところです。予算的には100億円規模の予算が10倍の1,000億円に膨らんだとはいえ、住宅建設については5戸以上で大臣申請を行い、変更があれば一々再度大臣許可が必要となり、復興にはまだまだほど遠いと感じられました。

職員も同じ人間です。自分の周りで多くの命を失っているにもかかわらず、公務員であるがゆえに住民から罵声を浴びせられると。黙々と仕事をしなければならない苦しみを聞き、本当に心の折れる状況でした。

私たちは、今回の被災地訪問で自然の脅威を見せつけられた思いの共通認識ができました。これから南海トラフなどいつ起きるかわかりませんが、高鍋町民が同じ思いをしなくていいようにするためには、常に災害はいつ起きるかわからないという気持ちで、いつでも避難できる構えができる体制、すばやい対応できる町政実現になるよう努力したいとの一致した気持ちを持つことができました。

それと、地形的に高鍋町と非常に酷似しているように見受けました。また、漁師の方が、「津波が来る前に海の底が見えました。本当に怖かったです。しかし、ようやく光が見えてきました。きょうがウニ漁の解禁日です」と言われたとき、一步でも前に進むことができたのだと一筋の光を見出して帰路につきました。

また、いただいた資料などについては、議長室に置いておきますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 次に、本省要望の報告を求めます。団長、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。おはようございます。東京陳情の報告をさせていただきます。

日時は、去る8月8日から8月9日の2日にかけて、国土交通省、防衛省、地元選出国會議員への要望や表敬を兼ねまして上京してまいりました。

本年度の上京陳情団は、町長、山本隆俊議長、後藤隆夫議員、時任伸一議員、森弘道総務課長、壱岐昌敏政策推進課長、恵利弘一建設管理課長、間省二議会事務局長と徳久の9名でありました。

要望事項としましては、竹鳩橋かけかえに関する提言書、1級河川小丸川水系の国の直轄管理堅持及び地方分権に伴う権限委譲に関する提言書と国道10号線の交通渋滞緩和促進に関する提言書の3件と、防衛省への再編交付金事業無線放送施設助成事業等のお礼及び表敬訪問でありました。

案内は、宮崎県東京事務所の湯浅拓也氏に案内をいただき、県土整備部の凶師雄一次長と黒木正行主幹が同行されておりました。

最初に訪れましたのは、国土交通省政務官松下新平衆議院議員です。政務官からは、竹鳩橋のかけかえの件では、県と町がしっかり話し合いを持って進めていただき、その上で、国でできることがあればしっかり応援していきたい旨の話がありました。

参議院会館では、松下新平、長峯誠、武見敬三各参議院議員の事務所を訪問、衆議院会館には、江藤拓、武井俊輔、上杉光弘、古川禎久、浜地雅一、遠山清彦各衆議院議員の事務所を訪問し、高鍋町が抱えている諸問題にお力添えをいただくようお願いしてまいりました。

防衛省では地方協力局長、施設管理課長を表敬訪問し、再編交付金事業と無線放送施設費助成事業などのお礼を申し上げてまいりました。

明けて9日は、東京事務所に挨拶に参り、農林水産省に江藤拓副大臣を表敬訪問しました。アポイントをとっておりました国土保全局河川環境課長と道路局長にお会いし、竹鳩橋のかけかえの話になりますと、国、県、省との勉強会を立ち上げなければなりませんね、あるいは早く県、国との話し合いを設けなければいけませんねという話がありました。

以上、竹鳩橋の早期の実現を望みながら本省要望の陳情を終えて帰ってまいりました。

以上、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成25年6月1日から8月31日までの政務について御報告申し上げます。

まず、坂本地区土砂災害防災訓練についてでございますが、6月2日日曜日に坂本地区自治公民館において実施いたしました。この訓練の実施により、避難経路の確認及び地区住民の防災意識の向上を図ることができました。

次に、高鍋町消防操法大会についてでございますが、6月23日日曜日、高鍋町スポーツセンターで開催いたしました。各部とも日ごろの訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

次に、高齢者等多世代交流拠点施設についてでございますが、7月1日月曜日、旧舞鶴荘跡地にオープンしました。施設の愛称は、一般公募を行い、「ふれあい交流センター」と決定いたしました。今後、世代を越えてたくさんの住民の方が交流できる施設として活用できるよう、広報・運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、要望活動についてでございますが、7月から8月にかけて、お手元の政務報告に掲げているとおり、要望活動を行ってまいりました。今後も、要望活動を初めさまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

次に、東児湯支部消防操法大会についてでございますが、7月27日土曜日、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町においては、第5部、第9部が優勝、第4部も3位入賞というすばらしい結果となりました。

次に、竹嶋橋等整備促進期成同盟会についてでございますが、8月2日金曜日、ホテル四季亭において開催いたしました。早期かけかえに向けて今後も3町合同で提言活動を強化、実施していくことを確認いたしました。

次に、高鍋大橋側道橋開通についてでございますが、8月23日金曜日、現地において開通式が行われました。今後は、側道橋を利用する歩行者、自転車利用者の利便性、安全性はもとより、大橋を通過する一般車両、トラックやバスの運転者にも安心を提供でき、交通安全、地域振興にはかり知れない効果をもたらすことができるものと大いに期待しているところでございます。

以上、重立った政務について御報告申し上げます。

なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月20日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から20日までの15日間に決定いたしました。

日程第4. 報告第4号

日程第5. 報告第5号

日程第6. 報告第6号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、報告第4号平成24年度高鍋町財政健全化判断比率についてから日程第6、報告第6号平成24年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上、3報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 報告第4号平成24年度高鍋町財政健全化判断比率について及び報告第5号平成24年度高鍋町公営企業資金不足比率について一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第4号平成24年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結

実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率をそれぞれ括弧書きで記載しております早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないものでございます。本町では、いずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第5号平成24年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないものでございます。本町では、水道事業、下水道事業とも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 次に、教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（黒木 知文君） 教育委員長。おはようございます。報告第6号平成24年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により御報告申し上げます。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 議案第37号

日程第16. 議案第38号

日程第17. 議案第39号

日程第18. 議案第40号

日程第19. 議案第41号

日程第20. 議案第42号

日程第21. 議案第43号

日程第22. 議案第44号

日程第23. 議案第45号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出

決算についてから日程第23、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上17件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから認定第7号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成24年度各会計の歳入歳出の決算について、※地方自治法第223条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額75億6,540万1,784円、歳出総額71億6,054万8,074円、差し引き4億485万3,710円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額30億1,229万2,262円、歳出総額27億8,945万836円、差し引き2億2,284万1,426円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額4億4,819万7,159円、歳出総額4億4,770万2,359円、差し引き49万4,800円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額4億464万2,894円、歳出総額3億8,927万7,289円、差し引き1,536万5,605円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,134万8,000円、歳出総額1,033万5,617円、差し引き101万2,383円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額14億9,590万2,142円、歳出総額14億3,439万7,500円、差し引き6,150万4,642円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額1,852万5,962円、歳出総額1,492万3,528円、差し引き360万2,434円となっております。

次に、認定第8号平成24年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。営業面では、給水件数が8,884件で、前年度より169件の増、有収水量は202万4,785立方メートルで、前年度より1.2%増加しました。経営面では、税抜き収益的収入総額4億2,117万1,007円、支出総額4億2,259万8,019円で、経常収支は

※後段に訂正あり

142万7,012円の赤字でございました。

次に、資本的収支ですが、収入総額758万8,132円に対し、支出総額は2億7,753万2,600円となっております。

なお、資本的収支が支出に対して不足する額2億6,994万4,468円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第37号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、寄附金税額控除に係る住民税の控除率変更、公益法人等に係る町民税の課税特例の条件変更、個人の町民税及び住宅の再取得または増改築を行った東日本大震災被災者等の町民税に係る住宅借入金等特別税額控除適用期間と居住開始年の延長及び特別控除額限度額の引き上げ並びに東日本大震災に伴う被災居住用財産の敷地に係る相続人への長期譲渡所得課税の特例適用でございます。

次に、議案第38号高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、現在、本町の例規集に登載されている全ての例規の精査業務を進めているところですが、条例において、用語や用字の表記、または形式等の改正で、その内容、効力に影響を及ぼさない軽微なものについて、一括して改正を行うことができるよう制定するものでございます。

次に、議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定についてでございますが、本案は、子ども・子育て支援法※第77条第1項の規定に基づき、同条を制定するものでございます。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,571万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億7,050万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、公共施設等整備基金への積み立て、税制改正に伴うプログラム修正業務、子ども・子育て支援事業費、保育士処遇改善臨時特例事業補助金、農業体質強化基盤整備事業補助金、尾鈴地区土地改良県営事業負担金、青年就農給付金、まちなかチャレンジショップ補助金、クルーズトレイン「ななつ星」歓迎看板設置費、緊急防災減災事業及び地域の元気臨時交付金による道路、排水路整備事業費、地域防災計画改定及び業務継続計画策定業務、自治公民館施設建設補助金、公共土木施設災害復旧事業費等でございます。

また、4月に実施しました人事異動及び7月から実施の特例期間における給与減額に伴う人件費の調整をそれぞれ行うものでございます。

財源につきましては、国・県支出金、寄附金、繰越金、町債等でございます。

あわせて、地域防災計画改定及び業務継続計画策定業務について債務負担行為の設定及び現年発生補助災害復旧事業ほか5件の地方債の追加変更を行うものでございます。

次に、議案第41号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
※後段に訂正あり

いてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,581万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,694万2,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、一般会計と同様に人件費の調整、平成25年度納付額確定に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等の増額及び減額、特定健康診査データ管理システムの最新化に伴う更新手数料の増額、平成24年度事業実績による国庫負担金等及び県費負担金返還金の増額でございます。

歳入では、平成24年度事業実績による療養給付費等交付金の増額、平成25年度交付額確定に伴う前期高齢者交付金の減額、人件費減額に伴う職員給与費相当分一般会計繰入金金の減額及び財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案第42号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ328万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,742万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、一般会計と同様に人件費の調整でございます。歳入につきましては、財源調整のための繰入金金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第43号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成24年度事業費確定に伴い、歳入の費目間で財源調整をするものでございます。

次に、議案第44号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,296万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,769万円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、一般会計と同様に人件費の調整、給付額の増に伴う高額医療合算介護サービス費の増額及び介護予防サービス給付費の減額、平成24年度事業費確定に伴う国・県支出金及び支払基金返還金並びに一般会計繰出金の増額及び介護給付費準備基金積立金の増額でございます。歳入では、平成24年度事業費確定に伴う介護給付費負担金の増額及び一般会計繰入金金の減額、財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,827万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、水量計の交換に伴う機械借上料等の増額及び使用料徴収に使用するパソコン更新に伴う備品購入費の増額でございます。歳入につきましては、財源調整のための繰越金の増額でございます。

以上、17件の議案等につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。（発言する者あり）

どうも済みません。訂正をお願いいたします。

地方自治法第233条というところを223条と申しましたので、233条に訂正をお

願いいたします。

それから、第39号の中で、第77条第1項の規定に基づき、同条例というのを、例を漏らしたそうでございますので、同条例に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

日程第24. 平成24年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（山本 隆俊） 日程第24、平成24年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。御報告を申し上げます前に、まことに申しわけございませんが、一部訂正をお願いいたします。

お手元に正誤表がお配りしてありますが、意見書の29ページの第31表Aの随意契約の欄中、件数が45となっておりますが、65に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございません。

それでは、監査委員2名を代表いたしまして、平成24年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成24年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月8日から8月12日までの間、役場において、書面審査及び対面審査を実施しました。審査意見書を8月23日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査意見書は皆様のお手元に配付をされております。その内容について御報告を申し上げます。

第1に、審査の対象となりましたのは、平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成24年度高鍋町特別会計6会計歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成25年7月8日から平成25年8月12日まで、実質の審査日数は15日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出された決算書及び附属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係者の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他の書類と照合するとともに、必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施いたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初めその他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行は適正に処理

されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し上げます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。収支でございますが、平成24年度一般会計決算におきましては、前年度と比較して、歳入において1億7,670万6,000円下回り、歳出におきましても1億4,604万5,000円下回っております。この結果、実質収支は前年度と比較して5,818万2,000円下回っておりますが、収支に関しましては基金の運用を控除した実質単年度収支で判断をしなければなりません。その実質単年度収支は黒字となっておりまして、収支均衡が貫かれ、堅調な財政運営であったという結果が出ております。

次に、歳入について申し上げます。自主財源であります町税は2,376万1,000円の減収となっております。また、依存財源であります地方交付税が5,097万1,000円減額、国庫支出金は子ども手当負担金、きめ細やかな交付金等の減がありましたが、児童手当負担金及び障害者自立支援給付費等負担金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金等の増がありまして、全体では4,437万7,000円の増となっております。

県支出金は、児童手当負担金、障害者自立支援給付費等負担金、農業体質強化基盤整備促進事業補助金等の増がありましたけれども、子ども手当負担金、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金、地域環境保全対策費補助金等の減がありまして、全体では1億5,268万5,000円の減となっております。

借入金であります町債は、教育施設整備事業に積極的に取り組んだ結果、1億2,593万6,000円の増となっております。

なお、歳入の確保という面から見ますと、重要な自主財源であります町税は、収納部門の地道な努力によりまして年々徴収率が上昇しております。平成24年度実績は児湯5町で1位となっておりまして、評価できるものと思います。しかしながら、町税、保育料、住宅使用料の収入未済額は依然として多額でありまして、その合計額が1億3,875万6,000円であります。的確な滞納処分や徴収努力によりまして、前年度と比較して2,791万8,000円減少しておりますが、依然として多額でありまして、看過できない状況であります。特に、住宅使用料につきましては、増加をしておりまして、的確な対応が求められます。

また、不納欠損額は町税、保育料で1,239万7,000円となっておりまして、前年度と比較して261万5,000円の増となっております。

また、町税滞納処分の執行を停止している額は3,832万5,000円で、これは大幅に減少しております。

次に、歳出でございますが、全般的に行財政改革の推進の成果があらわれている結果となっております。

まず、義務的経費におきましては、人件費が前年度と比較して5,708万2,000円

の減額、公債費もスポーツセンター等の償還が終わりまして、3,738万4,000円の減となり、評価できるものと思われます。ただ、一方で社会保障費であります扶助費が介護給付費、訓練等給付費の増額により1億3,895万4,000円増加をしております。このことが経常収支比率の改善がなかなか進まない要因の1つになっております。

投資的経費は、地域グリーンニューディール事業や村づくり交付金事業、中央公民館の大型改修事業、再編交付金事業等の減がありましたけれども、学校施設環境改善交付金事業や高齢者等多世代交流拠点施設整備事業、社会資本整備総合交付金事業、農産物加工施設建設、小中学校施設整備事業等の増によりまして、全体では、前年度と比較して9,795万3,000円、20.3%の増となっております。

その他の経費では、介護施設開設準備経費助成事業補助金等の増がありましたが、城下町高鍋まちなか活性化補助金等の減がありまして、補助金等は1,545万8,000円の減となっております。

基金は、前年度に引き続き財政調整基金及び公共施設等整備基金の積み立てが行われまして、3月末の残高が財政調整基金11億1,367万円、公共施設等整備基金6億7,762万1,000円となっております。緊急時の対応力が強化されるとともに、公共施設等の改善資金の確保がさらに進んでおります。

以上の実績から、第5次行財政改革に引き続き、財政健全化に取り組み、人件費や公債費の大幅縮減や各種基金の積み増しが進んだことによりまして、財政の健全度を図る各種財政指標も改善されるなど、財政規律を重視する一方で、教育環境の整備にも積極的に取り組み、小中学校校舎の耐震化率が100%を達成するなど、平成24年度一般会計の運営は効果的であるとともにも適正であったものと認められます。

今後の財政運営に当たっては、歳入面においては財源確保のため各種補助金を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けて多額の収入未済額の解消に向けた具体的な計画を立てて、なお一層の取り組みを強化する必要があるものと思われます。

また、不納欠損につきましては、負担の公平性に配慮し、特に慎重を期することが必要であると思われます。

歳出面では、引き続き財政規律を重んじた財政運営に取り組まれるとともに、より予算執行の効果を高めるために町民のニーズを的確に把握するとともに、常に予算の管理執行状況を把握し、真に町民のためのまちづくりに努められるよう要望します。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯数は前年度と比較しまして66世帯増加し、被保険者数は121人減少しております。歳入面では、被保険者の所得減により国保税が前年度と比較して5,944万円の減収になりますとともに、繰入金、繰越金も減少しましたが、療養給付費等交付金及び県支出金等の増額により、全体では微増となっております。

一方では、収入未済額は1,464万8,000円の減となっておりますが、平成24年度に不納欠損処理した額は1,861万5,000円で、前年度と比較して742万

7,000円増加をしております。また、平成24年度末までの滞納累計額は1億2,568万9,000円あり、依然として高額になっております。執行停止中のものも加味しますと、今後も増加することが懸念をされます。

現在の国民健康保険財政は、実質単年度収支は黒字でありますとともに、準備基金の積み立ても条例で定める上限近くまで積み立てられておりまして、安定していると言えます。医療費が毎年増加する中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題でありまして、その安定化のためには疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診の受診率向上による疾病予防に向けてなお一層取り組まれますとともに、引き続き収納率向上対策に努めていただくよう要望いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行されまして、制度運用から5カ年が経過しましたが、国において制度のあり方が検討されておりますことから、その動向を注視していく必要があると思われま

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成24年度の公共下水道の事業量は、管渠布設833.4メートル、面整備3.6ヘクタールで、新たに135世帯202人が使用可能となりました。平成24年度末現在の管渠総延長は47.1キロメートル、面整備累計は205.3ヘクタールで、普及率は33.4%、3,218世帯、7,112人となっております。

これからの課題であります。第1点目としては、以前から指摘をされている事業展開がござい

ます。現在、事業認可を受けております233ヘクタールは、平成27年度に完了予定であります。その後は事業の展開を凍結する方向で検討中とのことであります。その場合に、全体の下水道計画区域に編入されている区域の取り扱いについては、計画区域から除外するかどうかを含めて検討すべきであると考えられます。

一方、浄化センターの老朽化が進んでおりまして、長寿命化対策が計画をされております。これらの財源を確保するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進することが求められております。このような状況の中で、平成24年度末における財政状況は、起債残高が27億8,945万3,000円ございます。その償還や事業推進に必要な費用及び施設の維持管理に要する財源を使用料で賄っておりますが、不足額は一般会計からの繰り入れで補われております。24年度の実質的な一般会計の負担額は、下水道費の交付税基準財政需要額算入額が1億17万6,000円ありまして、実質的な一般会計からの繰入金は9,263万4,000円であることも考慮して運営に当たるべきと考えま

第2点目でございますが、供用開始当時から下水道使用料の徴収の手続が一部欠落したことによる未調定、未徴収が発生した件に対する対応であります。このことにつきまして、地方自治法に基づき、過去5年前までさかのぼって、平成20年度に調定された使用料は598万423円ありますが、平成24年度末現在の収納済み額は307万9,176円であります。290万1,247円が未収入となっており、その収納額が年々減少傾向に

あります。未徴収のまま経過することが懸念をされます。確実な債権の確保と徴収手段を明示して、確実に履行されることを強く要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町による認定審査は的確、そしてスムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密にして、適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成24年度の要介護、要支援の申請者数は1,015人で、前年度と比較して16人増加しております。申請者のうち非該当は12人となっております。今後、介護給付費の増加も見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と安定的な事業運営が求められております。このため、保険料の収入確保は必要不可欠であります。今後とも収入未済額を増加させないように努めていただきたいと思っております。また、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように、円滑な運営を図っていかれますよう望みます。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。この特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入されました畑地かんがい用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に、1市3町の構成で設置されたもので、平成21年度から事業運営を開始をしております。平成24年度でございますが、口蹄疫の影響が残る中で、使用料がわずかではありますが前年度を上回っております。収支の改善が認められます。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営に努められるよう要望いたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成24年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。

決算審査は、去る6月24日から28日までの間の中で、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月8日に講評を兼ねて町長に提出をいたしました。

その概要について御報告申し上げます。まず、審査の期間ですが、6月24日から6月28日までの間のうち実質5日間でございます。審査の方法は、町長から提出されました決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令に基づき作成されているか、また、水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係者から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など通常実施すべき審査手続及び必要とする審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に基づき作成をされ、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、業務の実績につきましては、本年度の給水人口は1万8,947人で、前年度より162人増加するとともに、有収水量も2万4,102立方メートル増加をしております。また、漏水対策等の効果もありまして、有

収率は91.7%と、高い水準を維持しております。年間総配水量も前年度と比較して4万6,217立方メートル増加をしております。施設利用率も上昇しているなど、同類型の施設利用率、最大稼働率、負荷率を上回っております、効率的な業務運営がなされたものと評価できます。

次に、経営成績につきましては、収益では営業収益はその他の営業収益が増加したため、前年度を1.8%上回っております。営業費用は、減価償却費が若干減少するとともに、竹嶋浄水場の旧管理棟を取り壊したため、多額の資産減耗費を計上、これは現金の支出を伴うものではありません。――することになりまして、前年度を4.3%上回っております。営業外費用は、支払い利息が4.0%減少をしております。これらの結果、純利益は前年度より185.1%減少し142万7,012円の赤字となっております。

なお、修繕引当金を114万9,000円取り崩して充当をしておりますことから、実質的な収支は257万6,012円の赤字となっております。

経営状況につきましては、前年度より経営分析での指数が経営指標を若干ではあります下回っていることから、改善を図っていく必要があるものと考えられます。

次に、財政状態につきましては、貸借対照表のとおりでございます。資産の部では、有形固定資産は、機械及び装置の減少と合わせて、緊急時給水拠点確保等事業の終了によりまして、建設仮勘定が大幅に減少しております。流動資産は、企業債借入れの抑制に加えまして緊急時給水拠点確保等事業や配水管布設替え工事等の支払いにより現金預金が大幅に減少しますとともに、緊急時給水拠点確保等事業に伴う国庫支出金の受け入れによりまして未収金が大幅に減少しております。

負債の部では、固定負債は修繕引当金が114万9,000円減少しますとともに、緊急時給水拠点確保等事業の支払いが大きな要因となりまして、未払金が減少しております。

資金運用面では、流動資産が流動負債を約8倍強と大きく上回っておりまして、資金不足はなく、安定しているものと見られます。

資本金の部でございますが、企業債の償還及び借入れの抑制により、借入れ資本金が1億4,677万9,071円の減少となっております。

剰余金は579万9,780円増加しておりますが、工事負担金の増が大きな要因となっております。当年度末における財政状態は、安定をしていると言えますが、企業債未償還残高が31億6,000万円と高額でありまして、さらなる経営努力が望まれます。

分析によります評価は以上のとおりであります。平成24年度の経営状況を見ますと、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より増加し、経営の根幹であります営業収益も前年度と比較して1.8%増加をしております。一方、費用面では、竹嶋浄水場の旧管理棟の取り壊しによります資産減耗費の計上が大きく影響したため、2.6%増加し、この結果、純利益は185.1%減少し142万7,012円の赤字となっておりますが、ただし、資産減耗費の計上は現金の支出を伴うものではなく、また、一過性のものでありまして、経営の悪化を示すものではありません。

なお、緊急時給水拠点確保等事業によりまして有事に備えた取り組みは評価できるものと考えます。

資本的収支につきましては、収入では企業債借入れ抑制により企業債が4,000万円減少し、緊急時給水拠点確保等事業の終了に伴い国庫支出金が8,637万9,000円減少しております。支出では、緊急時給水拠点確保等事業の終了によりまして、一般改良費が減少をしております。

経営状態につきましては、企業債の元利償還金が給水収益の50%を超える状況が続きますとともに、資産の増加に伴います多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するものと思われまます。このような中で、給水人口の大幅な増加は見込めません。今後、水道事業の経営に当たりましては、業務見直しによるさらなる効率化に向けた取り組みと安全で良質な水の安定供給に向けて信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

なお、収益的収支の営業費用に資産減耗費が計上されたことの影響を受けて、給水原価が供給単価を、これは一時的ではあると思いますが、19.8円上回ることになりました。このことの解消に向けて徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえた企業努力を望むものであります。

以上、御報告申し上げます。

日程第25、請願第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第25、請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願が西都児湯新日本婦人の会代表藤崎えい子氏より、※署名数250名分と一緒に提出をされました。それを受け、黒木正建議員、八代輝幸議員、津曲牧子議員、永友良和議員、中村末子が紹介議員となり提出することになりました。請願の紹介を中村末子が代表して行います。

町長は、子どもがにぎわうまちづくりを提案され、順次計画進捗しています。また、今回の議案にも子ども・子育て会議を立ち上げる条例を提案し、子育てしやすい環境づくりが新たにできるのではないかと期待の持てる意向が示されています。

そこで、高鍋町子育て支援のために、現在、就学前まで一部負担はあっても医療費助成され、子育て中の家族から大変喜ばれています。その制度を、できれば小学校卒業まで延長し、拡大していただきたい。また、この件については町単独で行うには負担も大きいと考えられ、国、県への制度として確立していただきたいとの意見書の提出もあわせて要望されています。

町長は、先日の社会福祉協議会60周年の挨拶の中で、高鍋藩第7代藩主秋月種茂公の
※後日に訂正あり

お話をされました。間引きをさせず子供を育てる家庭への麦・米を与える世界初の福祉として広く認められていることは周知の事実です。また、新たに7歳から12歳まで、現在の助成制度でも2,400万円余りの予算が必要となります。議員各位におかれましては、ぜひ今回の請願にお力をお貸しいただきますようよろしくお願いして、御紹介といたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、紹介議員の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時20分散会
